

水道事業者の役割

水道の目的は（水道法第1条）清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。とある。

1 水道事業者（吉備中央町）の役割について

- ・給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。（法15条）
- ・定期及び臨時の水質検査を行わなければならない（法20条）
- ・水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない（法22条）
- ・水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならない（法22条の2）
- ・水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない（法24条の2）

2 水質基準及び水質管理目標設定項目について

区分	内容	該当項目
水質基準	水道法第4条に定める水道水が備えるべき要件である。水道事業者には遵守義務、検査義務がある。	塩素酸
水質管理目標設定項目	水質管理上留意すべき項目で、水質基準に係る検査等に準じた検査が要請されている。	PFOS・PFOA (R2.4.1～)

